

令和3年度エゾシカの可猟区域及び期間等に係る意見

資料6-2

団体	賛否	賛否に係る理由等	道の見解
北海道市長会	賛成	-	-
北海道町村会	賛成	<p>近年、エゾシカによる農林業被害は、様々な取り組みにより減少傾向にあるので、可猟区域及び期間等の設定内容について賛成する。</p> <p>しかし、依然としてエゾシカの生息数は高い水準にあり、農林業被害や交通事故、生態系の悪影響などの問題は深刻な状況にあることから、猟期にかかわらず通年で捕獲する仕組みづくりや鳥獣保護区域や国有林等において、駆除の条件付き解禁などが可能となるよう必要な制度改正を行うことも必要であると考えます。</p>	<p>引き続き、エゾシカの適正管理に向けた対策を講じてまいります。</p>
北海道農業協同組合中央会	賛成	-	-
北海道森林組合連合会	賛成	<p>エゾシカによる林業被害は、ピーク時から比較すると減少傾向にあるが年間捕獲数の減などの要因により、地域によっては近年増加傾向に転じていることから、依然、高水準で推移している生息個体数の適正な管理を引き続き望む。</p>	<p>引き続き、エゾシカの適正管理に向けた対策を講じてまいります。</p>
一般社団法人北海道猟友会	反対	<p>○狩猟期間の始期を10月30日としていただきたい。</p> <p>始期とされている10月1日は、農林業などの生産活動や釣り、登山及び山菜採りなどのアウトドア活動が行われており、猟場となる山野は落葉前で見通しの悪い状態となっている。また、道外から来道するすべての狩猟者がそれぞれの地域の実態や猟場の地理に精通しているとは限らない。誤射、誤認等による狩猟事故の発生要因を減らし安全な猟場環境を確保するためには、狩猟の始期を遅くすべきである。</p> <p>○狩猟期間の終期は、振興局毎に統一していただきたい。</p> <p>なお、狩猟期間を細区分して適用区分の地域を増やすことは、絶対に避けていただきたい。</p>	<p>(1)狩猟期間の始期及び終期について</p> <p>エゾシカの生息数は増加傾向にあると考えられ、エゾシカの個体数を削減し、生息区域の拡大を抑制するためには、狩猟による捕獲の機会を最大限確保することを基本と考えているが、地域における協議経過や農業生産等の実態を踏まえ、始期及び終期の調整を行っている。</p> <p>なお、狩猟事故防止の観点から、極力地域で可猟期間を統一することとしているが、地域の実情や意見調整の結果、素案のとおりとなっているところ。来期に向けて、引き続き調整を進めてまいりたい。</p>

団体	賛否	意見の概要	道の見解
一般社団法人 北海道猟友会	反対	<p>○12月1日以降のオスジカの捕獲制限については、各地域の被害農家からオスジカの捕獲要請が多いことから1日1頭の捕獲制限を2頭に緩和していただきたい。</p> <p>○斜里町の一部について実施している輪採制の捕獲効果を検証する必要があると考えている。</p>	<p>(2) オスジカの捕獲制限について エゾシカの個体数を減らすためには、メスの捕獲を積極的に行うことが重要であることから、専門家の意見を踏まえて、銃猟によるオスの捕獲については「12月1日以降は、一人1日当たり1頭まで」に制限しており、一定の個体数になるまでは現行の対策を講じて参りたい。</p> <p>なお、生態系や農林水産業に対して鳥獣による被害等が生じている場合に実施する許可捕獲や、銃器以外の猟具（囲いわなやくくりわななど）による捕獲にあっては、オスの捕獲頭数に制限はないことから、これらによる対応を検討されたい。</p> <p>(3) 輪採制について 今後、有識者や研究機関の知見を得て効果を検証してまいりたい。</p>
一般社団法人 北海道自然保護協会	基本的には賛成	<p>(1) 毎年提言させていただいておりました、(案)の冒頭の「2. 経過(1)これまでの取組」において、農林業被害を抑制する目的に加えて、自然生態系への悪影響についても明記していただきたいという要望については、令和3年度においては「農林業や生活環境への被害の抑制、生物多様性の保全を図るため」と修正され、『北海道エゾシカ管理計画(第5期)』における「人間活動とエゾシカとの軋轢を軽減するとともに、エゾシカの絶滅を回避しながら適正な管理を行い、道民共有の自然資源であるエゾシカと人間の共生及び本道の豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を図ることを目的」と合致するものとなっており、整合性が取れた形となったことは評価すべき点と考えます。今後もこの目的は変わらず維持していただけますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>(1) 引き続き、生物多様性の保全にも配慮しながら、エゾシカの適正管理に向けた対策を講じてまいります。</p>

団体	賛否	意見の概要	道の見解
		<p>(2) 一方で、(案) に添付されているエゾシカ捕獲数や農林業被害の推移等のデータのほかに、エゾシカによる生物多様性や生態系への影響に関するデータも示していただきたいという要望については、未だに対応をいただけておりません。</p> <p>(案) の「6 その他(2) 調査研究」の文言も前年と同じであり、「施策の効果を検証するため、・・・生物多様性に与える影響の発生状況を把握する」という課題をどのような手法で把握しようとしているのか、またその状況はどのようなものであるのかについて具体的に示していただきたい。これまでのモニタリングのデータ等を具体的に示すことが、エゾシカ問題の普及・啓発において多大な効果をもたらすことになると思いますの、是非とも対応いただけますよう要望いたします。</p> <p>(3) 上記(2)に関連して、国立公園や国有林地域において、生物多様性保全の視点から環境省および林野庁とも協働で調査研究を実施してデータ取得に努め、それらを公表していただくことを要望いたします。</p> <p>(4) エゾシカ個体指数のデータでは、東部地域においては減少がみられているものの、西部地域は緊急対策期間中には減少したが近年再び微増し、南部地域では急増傾向が続いているものと推察されます。西部・南部地域ではエゾシカ被害が今後さらに拡大することが予想され、可猟区の調整だけではなく、徹底した有害獣管理対策を早期に実施することを要望いたします。</p> <p>東部地域とその他の地域で、緊急対策期間中の成果に差が出ている原因はどこにあるとお考えでしょうか？ エゾシカ個体数や農業等被害の推移に加えて、狩猟者動向、とりわけ実際の地域ごとの出猟回数等の狩猟努力はどのように推移しているのかというような人間事象(Human dimensions)からの検討も加える必要があると考えます。</p> <p>また、可猟区域及び期間の設定により狩猟に制限を加えることはできますが、狩猟の強化が必要な地域へ狩猟者を誘引するためには別の方策が必要と考えます。そのためにも地域別の狩猟努力がどの程度払われているのかを把握し、必要な地域での狩猟努力の増大を図る必要があると考えます。</p> <p>(5) 上記(4)に関連して、(案) 「5 捕獲数制限」における「メスジカの捕獲を推進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、法第12条第2項に基づき、一人1日当たり1頭までとする。」という制限の効果が期待される場所ですが、この効果についてはどのように評価されているのでしょうか？ この点についても言及していただきたいと考えます。</p>	<p>(2) エゾシカによる生物多様性や生態系への影響については、自然保護監視員の現地調査などの中でその状況を定性的に把握しているところで、依然として各地で自然植生への影響が出ていると認識している。データの公表については、定量的な調査を行っている地方独立行政法人北海道立総合研究機構の各試験研究機関や大学、関係機関・団体等の連携を図りながら進めてまいります。</p> <p>(3) 各省庁と情報共有を図りながら、より効果的な調査研究を進めてまいります。</p> <p>(4) 北海道エゾシカ管理計画(第5期)に基づき、狩猟捕獲の促進、市町村等による捕獲事業への支援、道による捕獲事業の実施など、関係機関と連携して、地域の実情を踏まえた捕獲対策を進めてまいります。</p> <p>(5) オスジカの捕獲制限については、専門家の意見を踏まえて実施しているもので、メスジカの捕獲が進んでいる状況にあり、一定の効果をj得ていることから、個体数の削減に向けて引き続き現行の対策を講じて参りたい。</p>

団体	賛否	意見の概要	道の見解
		<p>(6) これも以前よりお願いしていることではありますが、現在のところ猟区の設定は西興部村と占冠村に限られています。猟区設定の効果についてはどのように考えておられるのでしょうか？ 猟区設定の効果及び今後の猟区設定の方針についても（案）の中で言及していただきたいと考えます。また、いたずらな猟区の拡大は、管理体制を弱体化させる危険性も孕むと考えますので、今後も引き続き慎重な対応をお願いいたします。</p> <p>(7) E区域（斜里町の一部）において実施されている中断期間設定については、（案）の中で「捕獲効率の向上を目的」とすることは記されていますが、これまでの実施の効果についても（案）の中で言及すべきと考えます。事業を継続する理由についての説明責任について、（案）中に明記することによって果たすべきと考えます。</p> <p>(8) これも昨年度に指摘させていただきましたが、近年都市部や人間の生活圏内にエゾシカが侵入したというニュースをますます耳にします。野生獣類の都市部への侵入は、交通等の障害となるのみならず、シカやアライグマ等の獣類が都市部に侵入することによって、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの感染症の危険性が増していることが危惧されています。特にシカではSFTSウィルスの陽性率が非常に高い地域もみられ、北海道ではまだ発生事例はないとはいえ、今後は公衆衛生的観点からも都市近郊あるいは都市内におけるエゾシカ管理対策がますます重要になってくると考えます。可猟区域及び期間については、このような観点からの対策にも配慮して適切な区域及び期間の設定に努めていただくことを強く希望いたします。</p> <p>(9) 今回添付いただいている資料は、東部・西部・南部で集計されたデータが提示されていますが、可猟区の妥当性を詳細に検討するには、可猟区分ごとのデータをお示しいただけますよう要望いたします。</p>	<p>(6) 西興部村及び占冠村に設定された猟区については、適切な管理が行われ、安全狩猟の実施が確保されていると認識している。猟区の認可については、鳥獣保護管理法第68条及び第12次北海道鳥獣保護管理事業計画に基づき対応することとしている。現状で、新たな猟区の設定にかかる要望等については把握していないが、引き続き情報収集に努めてまいる。</p> <p>(7) E区域において実施されている中断期間の設定については、地元自治体及び関係機関の意見を踏まえて設定しているところ。狩猟報告により区域内外の捕獲の比較を行っているが、標本数が少ないため検証が難しいことから、今後、有識者や研究機関の知見を得て検証方法について検討してまいりたい。</p> <p>(8) 道では、平成24年（2012年）4月に「アーバンディア対応マニュアル」を作成し（平成27年（2015年）12月に一部改訂）、市町村等に都市部での捕獲方法等の周知を図っているところ。</p> <p>(9) 調査研究の実施に当たっては、モニタリング体制の拡充を図り、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の各試験研究機関や大学、関係機関・団体等の連携を図りながら進めてまいる。</p>